

# 特別養護老人ホームやすらぎ園 料金表 (令和元年10月1日～)

## ★保険適用利用料

※法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に対し、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

### ユニット型個室

#### ①施設利用料

要介護区分	①利用料	②サービス提供体制強化加算	③看護体制加算(Ⅰ)	④看護体制加算(Ⅱ)	⑤夜勤職員配置加算(Ⅳ)	⑥個別機能訓練加算	⑦栄養マネジメント加算	1日あたり利用料(①～⑦合計)		
								1割	2割	3割
要介護1	638	18	4	8	21	12	14	715	1,430	2,145
要介護2	705	18	4	8	21	12	14	782	1,564	2,346
要介護3	778	18	4	8	21	12	14	855	1,710	2,565
要介護4	846	18	4	8	21	12	14	923	1,846	2,769
要介護5	913	18	4	8	21	12	14	990	1,980	2,970

#### ②加算

- ・ 外泊時費用 1日につき1割 ¥246、2割 ¥492、3割 ¥738  
病院等へ入院した場合及び自宅などへ外泊を認めた場合(月6日が限度)。
- ・ 初期加算 1日につき1割 ¥30、2割 ¥60、3割 ¥90  
入所日から30日以内の期間。30日を超える入院後の再入所も同様。
- ・ 再入所時栄養連携加算 1回につき1割 ¥400、2割 ¥800、3割 ¥1,200 (栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない)  
入所者が医療機関に入院し、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、再入所後の利用管理に関する調整を行った場合。
- ・ 低栄養リスク改善加算 1月につき1割 ¥300、2割 ¥600、3割 ¥900  
低栄養状態にある入所者又は低栄養状態のおそれのある入所者に対して、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、栄養管理をするための会議を行い、低栄養状態の改善等を行うための栄養管理方法を示した計画を作成し、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理が行われた場合。(栄養マネジメント加算を算定していない場合又は経口移行加算若しくは経口維持加算を算定している場合は算定しない)
- ・ 経口移行加算 1日につき1割 ¥28、2割 ¥56、3割 ¥84 (栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない)  
医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、現に経管により食事を摂取している入所者ごとに経口による食事の摂取を進めるための経口移行計画を作成し、計画に従い、医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士による栄養管理及び言語聴覚士又は看護職員による支援が行われた場合。
- ・ 経口維持加算(経口移行加算を算定している場合又は栄養マネジメント加算を算定していない場合は算定しない)
  - (1) 経口維持加算(Ⅰ) 1月につき1割 ¥400、2割 ¥800、3割 ¥1,200  
現に経口により食事を摂取する者であって、摂食機能障害を有し、誤嚥が認められる入所者に対して、医師又は歯科医師の指示に基づき、医師、歯科医師、管理栄養士、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して、入所者の栄養管理をするための食事の観察及び会議等を行い、経口による継続的な食事の摂取を進めるための経口維持計画を作成し、計画に従い、医師又は歯科医師の指示を受けた管理栄養士又は栄養士が栄養管理を行った場合。
  - (2) 経口維持加算(Ⅱ) 1月につき1割 ¥100、2割 ¥200、3割 ¥300  
経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合であって、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察及び会議等に、医師(人員、設備及び運営に関する基準に規定する医師を除く)、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合。
- ・ 口腔衛生管理体制加算 1月につき1割 ¥30、2割 ¥60、3割 ¥90  
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。
- ・ 口腔衛生管理加算 1月につき1割 ¥90、2割 ¥180、3割 ¥270  
歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し口腔ケアを月2回以上行い、介護職員に対し技術的助言及び指導、また相談等に対応した場合。
- ・ 療養食加算 1回につき1割 ¥6、2割 ¥12、3割 ¥18  
医師の食事せんに基づく療養食を提供した場合。(1日3回を限度)
- ・ 看取り介護加算  
看取り介護加算(Ⅰ)  
医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、利用者又は家族の同意を得て作成された看取り介護に係る計画に基づいた介護を行うことの同意を得た場合。
  - ① 死亡日以前4日以上30日以下 1日につき1割 ¥144、2割 ¥288、3割 ¥432
  - ② 死亡日の前日および前々日 1日につき1割 ¥680、2割 ¥1,360、3割 ¥2,040
  - ③ 死亡日 1日につき1割 ¥1,280、2割 ¥2,560、3割 ¥3,840
- ・ 褥瘡マネジメント加算 1月につき1割 ¥10、2割 ¥20、3割 ¥30  
継続的に入所者ごとの褥瘡管理をした場合。(3月に1回を限度)
- ・ 排せつ支援加算 1月につき1割 ¥100、2割 ¥200、3割 ¥300 (6月以内の期間に限る、同一入所期間中に算定している場合は、算定しない)  
排泄に介護を要する入所者であって、適切な対応を行うことにより要介護状態の軽減若しくは悪化の防止が見込まれると医師又は医師と連携した看護師が判断した者に対して、医師、看護師、介護支援専門員その他の職種の者が共同して原因を分析し、それに基づいた計画を作成および支援を継続して実施した場合。
- ・ 介護職員処遇改善加算  
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 +所定単位×83/1000、2割 +所定単位×83/1000×2、3割 +所定単位×83/1000×3
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算  
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 1月につき 1割 +所定単位×27/1000、2割 +所定単位×27/1000×2、3割 +所定単位×27/1000×3

注 上記の加算については、職員配置の状況等により変動することがありますのでご了承ください。

## ★保険外利用料

### ※概算利用料(1割負担の場合)

処遇改善及び個別加算は含まれていませんので、実際とは異なります。

段階	居住費	食費
第1段階 ・市町村民税世帯非課税者の高齢福祉年金受給者 ・生活保護者 ・境界層該当者	¥820	¥300
第2段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の者 ・境界層該当者	¥820	¥390
第3段階 ・市町村民税世帯非課税者であって、合計所得金額+課税年金収入額が80万円超の者 ・境界層該当者 ・市町村民税課税における特別減額措置の適用がある者	¥1,310	¥650
第4段階(基準額) 上記のいずれにも該当しない方	¥2,006	¥1,392

段階	介護度	施設費	居住費	食費	日常管理費	日数	概算利用料(30日として)
1	3	855	+ 820	+ 300	+ 100	× 30	62,250円
	4	923	+ 820	+ 300	+ 100	× 30	64,290円
	5	990	+ 820	+ 300	+ 100	× 30	66,300円
2	3	855	+ 820	+ 390	+ 100	× 30	64,950円
	4	923	+ 820	+ 390	+ 100	× 30	66,990円
	5	990	+ 820	+ 390	+ 100	× 30	69,000円
3	3	855	+ 1,310	+ 650	+ 100	× 30	87,450円
	4	923	+ 1,310	+ 650	+ 100	× 30	89,490円
	5	990	+ 1,310	+ 650	+ 100	× 30	91,500円
4	3	855	+ 2,006	+ 1,392	+ 100	× 30	130,590円
	4	923	+ 2,006	+ 1,392	+ 100	× 30	132,630円
	5	990	+ 2,006	+ 1,392	+ 100	× 30	134,640円

注 1. 食費と居住費は各段階に応じて上記の料金(日額費用)を負担していただきます。上記の所得段階は負担限度額の認定を受けての利用料となります。毎年所得を見直すための更新申請を行うため、段階が変更になる場合もありますのでご了承ください。

2. 入院・外泊時においてお部屋を確保している場合、居住費を徴収させていただきます。ただし、外泊時費用算定時は通常の負担限度額を、それ以外の期間は所得段階に関わらず基準額の負担となります。

3. 入院・外泊時は、洗濯委託業者支払い分1日100円を徴収させていただきます。

## ★その他の利用料

・ 日常管理費 (日常生活費用立替支払等代行業務) 1日あたり

¥100